

Ⅲ 令和２年度自家用電気工作物に係る 立入検査の概要について

１．立入検査の目的

立入検査は、自家用電気工作物の自主保安の実態を確認し、電気保安のレベル向上に資するために実施しています。主任技術者の執務状況、保安規程の遵守状況、電気工作物の維持・管理状況が良好であるか等の確認を行い、電気事業法及び関係法令等に適合していない事項や保安上好ましくない事項があれば、改善指示あるいは指導を行うことにより、保安確保の適正化を図ることを目的としています。

２．立入検査の実施方法

（１）検査対象

管内自家用電気工作物設置事業場の中から、以下の選定基準により事業場を選定しています。（太陽電池発電所を含む）

- ①電気関係報告規則第３条に基づく事故報告があった自家用電気工作物
- ②電気事業法第４０条の規定により技術基準に適合するように命じられた自家用電気工作物
- ③経年劣化の恐れのある自家用電気工作物
- ④新技術を導入した自家用電気工作物
- ⑤社会的影響が大きいと認められる自家用電気工作物
- ⑥保安の確保が適切でない恐れのある自家用電気工作物
- ⑦電気保安の実態を把握する必要がある自家用電気工作物
- ⑧立入検査に立会したことがない電気管理技術者等が受託している事業場の事業用電気工作物

（２）検査内容

主な検査項目は次の４点です。

- ①技術基準への適合状況
- ②電気主任技術者の執務状況
- ③保安規程の遵守状況
- ④その他保安上必要な事項

3. 令和2年度立入検査結果

(1) 立入検査事業場

令和2年度の立入検査は、太陽電池・風力発電所4発電所、需要設備20事業場に対し実施しました。

選定基準の内訳は、①電気関係報告規則第3条に基づく事故報告があった自家用電気工作物(4事業場)、⑤社会的影響が大きいと認められる自家用電気工作物(7事業場)、⑦電気保安の実態を把握する必要がある自家用電気工作物(11事業場)でした。

令和2年度の特徴として、保安状況等、電気保安の実態を把握する必要がある自家用電気工作物を多く選定しております

立入検査事業場における規模別の主任技術者の選任形態内訳は、表1のとおりです。

表1 立入検査事業場における規模別の主任技術者の選任形態内訳

選任形態 規模			選任		兼任	許可	外部委託		その他	計
			専任	統括			法人	個人		
太陽電池所・風力	低圧連携									0
	高圧	2,000kW未満					1			1
		2,000kW以上								0
	特別高圧連系		3							3
	小 計		3	0	0	0	1	0	0	4
需要設備等	低圧									0
	高圧（最大電力）	50kW未満			2					2
		50～99kW								0
		100～199kW	1		1		1			3
		200～299kW	1					2		3
		300～399kW								0
		400～499kW					1			1
		500kW以上	2	1	2		4	1		10
	特別高圧		1							1
	小 計		5	1	5	0	6	3	0	20
合 計		8	1	5	0	7	3	0	24	

(2) 法手続き及び管理状況

表2は、法手続き（主任技術者、保安規程等、電気事業法に基づく手続き）、保安規程の遵守状況（保安活動）及び主任技術者の執務状況の不良事項をとりまとめたものです。

法手続きのうち、主任技術者にかかる不良事項については、主任技術者が選任事業場に常駐していない（1件）でした。

保安規程の不備事項については、保安組織の不整備（1件）、巡視・点検・測定記録の

保管等不良（２件）でした。

表２ 法手続き及び管理状況の不良事項

規模		選任形態		兼任	許可	外部委託		その他	計
		専任	統括			法人	個人		
主任技術者選任等手続き不良		1							1
保安規程手続き不良									0
その他手続き不良		1					1		2
保安規程遵守状況等	保安組織の不整備	1							1
	保安教育不十分								0
	巡視・点検・測定の未実施、不十分								0
	運転操作基準の不整備								0
	防災体制の不整備								0
	巡視・点検・測定記録の保管等不良	1					1		2
	その他								0
主任技術者執務状況不良		1							1
計		5	0	0	0	0	2	0	7

以上のように、令和２年度に立入検査を行った事業場においては、保安規程の整備が不十分で保安活動が電気事業法の規定に則って実施されていない事例が見受けられました。

保安規程は保安活動の基本マニュアルになりますので、各事業場の実態に沿った内容となるよう作成してください。

主任技術者の選任等及び保安規程の届出は何れも電気設備の保安上必要な手続きであり、自家用電気工作物設置者は遵守する義務がありますことをご理解ください。

また、保安規程は保安確保の基本となる取り決め事項であり、保安規程の形骸化は保安レベルの低下につながる恐れがありますので、定期的に保安規程の内容を確認することが必要です。

（３）技術基準の適合状況

表３は、電気設備の技術基準に抵触している事項をとりまとめたもので、１件の不良事項がありました。

これらの不良事項は、巡視や点検時に注意すれば容易に発見できるもの、或いは比較的簡単に改修できるにもかかわらず放置されているものでした。設置者及び主任技術者は、技術基準が事故防止のための最低限の維持基準であることを理解し、不良個所を発見した場合は早急に改修するようお願いします。

表３ 技術基準に抵触している事項

選任形態 不良事項	選任		兼任	許可	外部委託		その他	計
	専任	統括			法人	個人		
低圧電路の絶縁不足 省令第 5, 58 条(解釈 14 条)						1		1
計	0	0	0	0	0	1	0	1

(4) 保安上改善を要する事項

表 4 は、電気設備の技術基準に抵触するものではありませんが、保安上改善を要する事項をとりまとめたもので、1 件の注意事項がありました。

各事業場においては、設備を良好な状態に維持するよう努めて下さい。

表 4 保安上改善を要する事項

選任形態 不良事項	選任		兼任	許可	外部委託		その他	計
	専任	統括			法人	個人		
直流電源装置バッテリー不良の取替						1		1
計	0	0	0	0	0	1	0	1

(5) 低濃度 P C B 使用電気工作物の適切な処分（周知）

電気事業法及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法において、使用中又は保管中の低濃度 P C B 使用電気工作物は令和 9 年 3 月 3 1 日までに処分することが定められております。

使用中の変圧器、コンデンサ等について、製造者にて P C B 不含有が確認できていない機器、不含有が確認されていても絶縁油の入れ替え等を行っている機器は、処分期限に間に合うよう絶縁油の分析を実施し、適切に処分してください。

（問い合わせ先）◇使用中の低濃度 P C B 使用電気工作物

- ・中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課（087-811-8585）

◇保管中の低濃度 P C B 使用電気工作物

<四県連絡先>

- ・徳島県：環境指導課（088-621-2269）、香川県：廃棄物対策課（087-832-3226）
愛媛県：循環型社会推進課（089-912-2358）高知県：環境対策課（088-821-4523）

<中核市>

- ・高松市：環境指導課（087-839-2380）、松山市：廃棄物対策課（089-948-6959）
高知市：廃棄物対策課（088-823-9427）